



令和 8 年 8 月 3 1 日

瑞穂町長 山 崎 栄 様

瑞穂町特別職報酬等審議会

会長 長谷部 敏行



特別職の報酬等の額について（答申）

令和 8 年 8 月 4 日付け、瑞企総発第 2 8 号で諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

1 審議の内容

本審議会は、町長から町議会の議員の報酬の額について諮問を受け、令和8年8月4日に開催した会議において厳正かつ公正な見地に立って慎重に審議を行いました。

審議に当たっては、特別職の職務・職責を考慮しながら、他団体における報酬等の状況や社会経済情勢などの諸情勢、並びに当町の財政状況などについて、当審議会資料を検討材料とし、多角的に審議検討を行いました。

町議会議員については、町民生活の安定と福祉の向上等のためにその職責が期待される場所であり、近隣自治体の特別職の報酬等の状況と比較しながら、その職責等について審議しました。

次に、近年の社会経済情勢について、消費者物価指数の推移を見ると令和2年の基準値と比較しても10ポイント以上上昇していることや、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により人手不足の状況があり、労働力の定着・確保の観点から企業における賃上げ率も高水準となっているなどの状況を確認しました。

また、職員の給与等の改定状況では、令和4年度以降において人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を踏まえた一般職職員の給与について引上げられてきたことが確認できました。

最後に、本町の財政状況を見てみると、財政力指数は1前後となっており、経常収支比率は上昇してきている状況にはありますが、財政健全化について、健全化の状況を判断する4つの判断比率を見ても、早期健全化基準や財政再生基準に該当するような状況ではなく、安定した財政状況にあると判断できます。

このような諸状況を考慮し、平成7年以降、議員報酬の額について一時期、特例措置としての減額はあったものの改定が長期間行われていないことや、なり手不足解消のための処遇の改善などを総合的に勘案し、適正な報酬の水準とするために、本審議会の意見を次項のとおりとします。

2 本審議会の意見

町議会の議員の報酬の額について

町議会の議員は町民から直接選挙された非常勤の特別職ではありますが、地方分権が進み、町政の両輪の一つである町議会の果たす役割と責任はますます重要になっています。

また、議員はより専門的かつ広範囲にわたる行政課題への対応が求められる中、その責務を果たすため議員活動に専念できるように配慮し、優秀な人材を確保していくことも必要です。

しかしながら、町議会議員選挙における立候補者の状況からは、全国的な傾向でもある議員のなり手不足が懸念されます。また、専門議員も増加

しており、報酬とはいえ議員の生活給となっている点を考慮する必要もあります。

このような状況下において、審議会としては全委員一致で町議会の議員の報酬について引上げることと決定しました。

なお、改定幅については、平成7年以降改定が行われていないことから、一般職の職員の東京都人事委員会勧告における公民較差の状況の経過を鑑み、次のとおりと考えます。

区 分	現行の 額（円）	改定後 の額（円）	改定額（円）	改定率（％）
議 長	420,000	446,000	26,000	6.1
副議長	360,000	382,000	22,000	6.1
常任委員長	350,000	372,000	22,000	6.2
議会運営 委員長	350,000	372,000	22,000	6.2
特別委員長	350,000	372,000	22,000	6.2
議 員	340,000	362,000	22,000	6.4

3 その他（附帯意見）

町長においては、特別職の報酬について、今後も社会情勢及び近隣自治体の動向等を見ながら考察する必要があると考え、少なくとも4年に1度（1任期中に1度）は本審議会に諮問を行っていただくことを望みます。